

愛媛労働局発表

令和7年9月29日

【担当】

愛媛労働局労働基準部 賃金室

賃金室長 三好 勝也

賃金指導官 高尾 芳樹

電話 089-935-5205

愛媛県最低賃金が1,033円に改正されます

～ 令和7年12月1日から発効 ～

愛媛労働局長（常盤 剛史）は、愛媛県最低賃金を時間額1,033円（引上げ額77円）とすることを決定し、官報公示を行いました。

- 1 愛媛県最低賃金については、本年9月1日、愛媛地方最低賃金審議会から、「時間額1,033円に引き上げることが適当である」旨の答申を受け、所要の手続きを行ったうえで、時間額1,033円（引上げ率8.05%）、効力発生日を本年12月1日とすることを決定し、本日（9月29日）、官報公示を行いました。

愛媛県最低賃金は、特定最低賃金（産業別）の適用労働者を除く、臨時・パート・アルバイト等を含む県内のすべての労働者に適用されます。

- 2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、各種助成金制度を設けています。

愛媛労働局では、中小企業・小規模事業者の皆様向けのワンストップ相談窓口「愛媛働き方改革推進支援センター」の周知を行い、活用の促進を図ることとしています。

（別紙1）愛媛県最低賃金年次別推移

（別紙2）愛媛県最低賃金時間額と引上げ率の推移

（添付資料）

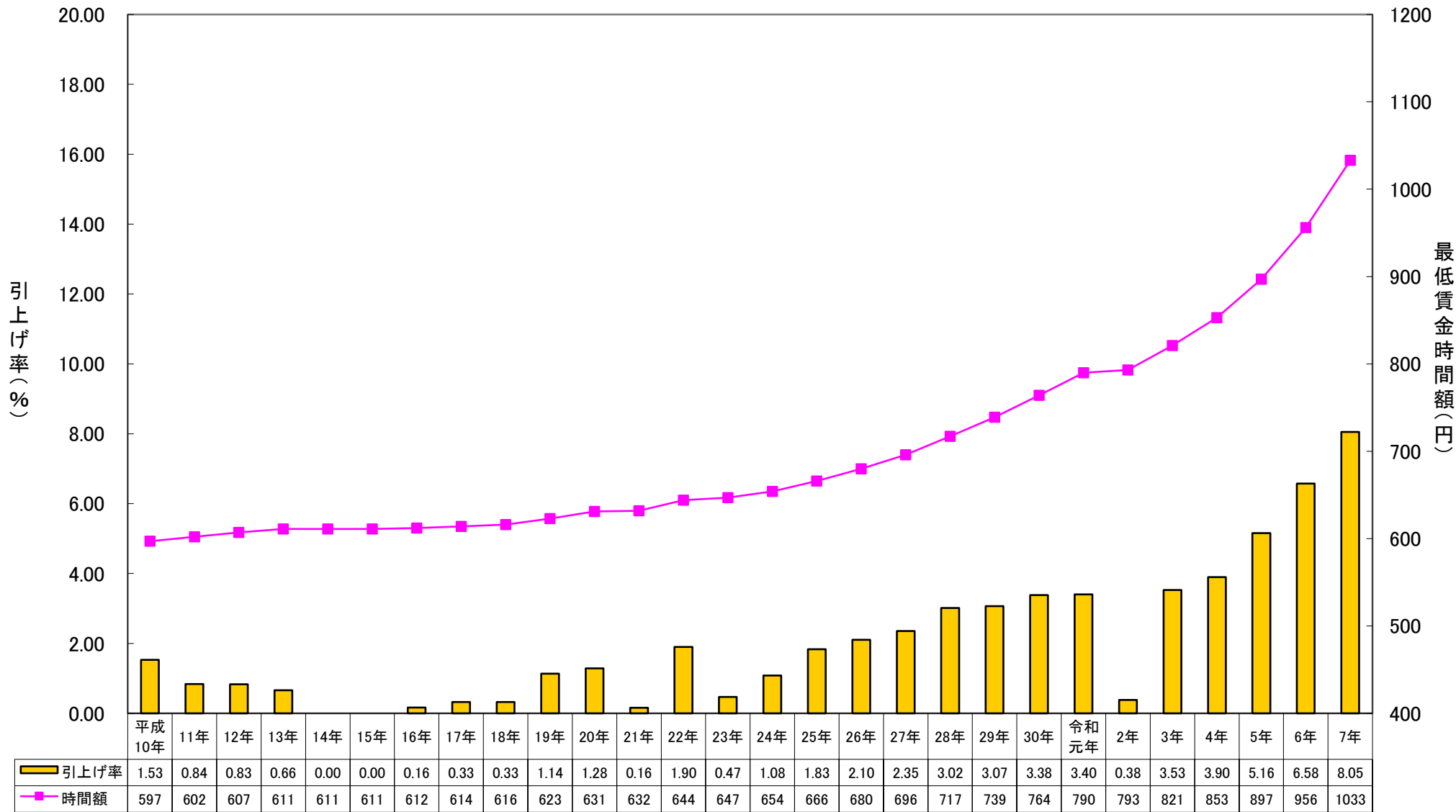
リーフレット「賃金引き上げの支援策 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています」

リーフレット「愛媛働き方改革推進支援センターの案内」

愛媛県最低賃金年次別推移

年 次	改正発効年月日	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
		日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成10年	平成10年10月1日	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	平成11年10月1日	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	平成12年10月1日	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	平成13年10月1日	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	平成14年10月1日	(廃止)			611	0	0.00
15年					611	0	0.00
16年	平成16年10月1日				612	1	0.16
17年	平成17年10月1日				614	2	0.33
18年	平成18年10月1日				616	2	0.33
19年	平成19年10月25日				623	7	1.14
20年	平成20年10月24日				631	8	1.28
21年	平成21年10月1日				632	1	0.16
22年	平成22年10月27日				644	12	1.90
23年	平成23年10月20日				647	3	0.47
24年	平成24年10月24日				654	7	1.08
25年	平成25年10月31日				666	12	1.83
26年	平成26年10月12日				680	14	2.10
27年	平成27年10月3日				696	16	2.35
28年	平成28年10月1日				717	21	3.02
29年	平成29年10月1日				739	22	3.07
30年	平成30年10月1日				764	25	3.38
令和元年	令和元年10月1日				790	26	3.40
2年	令和2年10月3日				793	3	0.38
3年	令和3年10月1日				821	28	3.53
4年	令和4年10月5日				853	32	3.90
5年	令和5年10月6日				897	44	5.16
6年	令和6年10月13日				956	59	6.58
7年	令和7年12月1日				1,033	77	8.05

愛媛県最低賃金時間額と引上げ率の推移



賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円（※2）
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合

（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算

（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。



支援策の詳細はHPをチェック



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



【愛媛労働局お問い合わせ・申請先】

〈業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金申請窓口〉

愛媛労働局雇用環境・均等室 助成金コーナー (TEL: 089-918-0011)

〈キャリアアップ助成金他上記以外申請窓口〉

愛媛労働局職業安定部 助成金センター (TEL: 089-987-6370)

働き方改革

中小企業・小規模事業者の皆様を**無料**でご支援いたします。



悩める経営者の

チカラになります！

経営者・人事労務担当者の皆様
お悩みや課題は迷わずご相談ください。

- ✓ 時間外労働の上限規制(特に建設・運輸)
- ✓ 同一労働・同一賃金！(不合理な待遇差の解消)
- ✓ 人手不足解消に向けた人材の確保・定着
- ✓ 生産性向上による賃上げ
- ✓ 就業規則(36協定)
- ✓ 活用可能な助成金制度
- ✓ 年収の壁

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK！

無料

窓口相談

電話・メール・来所
による相談



個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を
訪問し課題解決に向けた
支援を行います。



セミナーの開催

各種研修会等に講師を
派遣します。



愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階

平日 / 9:00~17:00

TEL 0120-005-262 FAX 089-907-2206

E-mail ehime@workstylereform.net

裏面は無料出張相談申込表になっております。FAXまたはE-mailでもお申込みいただけます。



無料相談 申込票

愛媛働き方改革推進支援センター 宛

E-mail の方は下記のアドレスにお送りください。

FAX 089-907-2206

申込日： 年 月 日 (申込期限令和 8 年 3 月 6 日)

会社名 事務所名																			
業 種		従業員数 (正社員)																	
住 所	〒 -																		
氏 名		担当部署 ・ 役職	/																
電 話	() -	FAX	() -																
E-mail	@																		
相談希望日時	☐ 第 1 希望 月 日 / 午前 時から ・ 午後 時から ☐ 第 2 希望 月 日 / 午前 時から ・ 午後 時から ☐ 専門家と日程調整(専門家から電話します)																		
相談内容 (最大 2 つまで ☒ チェックして下さい)	<table><tr><td>☐ 時間外労働の上限規制</td><td>☐ 女性活躍</td></tr><tr><td>☐ 同一労働・同一賃金</td><td>☐ 外国人の就労・受け入れ</td></tr><tr><td>☐ 年次有給休暇</td><td>☐ テレワークの導入</td></tr><tr><td>☐ 給与体系・賃金規程</td><td>☐ IT 活用</td></tr><tr><td>☐ 就業規則(36 協定)</td><td>☐ 高齢者の活用・再雇用</td></tr><tr><td>☐ 生産性向上による賃上げ</td><td>☐ 年収の壁</td></tr><tr><td>☐ 人材確保・定着</td><td>☐ 補助金・助成金</td></tr><tr><td>☐ その他()</td><td></td></tr></table>			☐ 時間外労働の上限規制	☐ 女性活躍	☐ 同一労働・同一賃金	☐ 外国人の就労・受け入れ	☐ 年次有給休暇	☐ テレワークの導入	☐ 給与体系・賃金規程	☐ IT 活用	☐ 就業規則(36 協定)	☐ 高齢者の活用・再雇用	☐ 生産性向上による賃上げ	☐ 年収の壁	☐ 人材確保・定着	☐ 補助金・助成金	☐ その他()	
☐ 時間外労働の上限規制	☐ 女性活躍																		
☐ 同一労働・同一賃金	☐ 外国人の就労・受け入れ																		
☐ 年次有給休暇	☐ テレワークの導入																		
☐ 給与体系・賃金規程	☐ IT 活用																		
☐ 就業規則(36 協定)	☐ 高齢者の活用・再雇用																		
☐ 生産性向上による賃上げ	☐ 年収の壁																		
☐ 人材確保・定着	☐ 補助金・助成金																		
☐ その他()																			
	特に相談したい内容があればご記入ください。(専門家が資料を準備します。)																		
セミナーの 開催希望	無 ・ 有 (テーマをお書きください)																		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒790-0067 愛媛県松山市大手町 2 丁目 5-7 別館 1 階

☎0120-005-262 ✉ehime@workstylereform.net

愛媛働き方改革推進支援センター